

同意書内容変更に関する覚書（第1回）

国立大学法人静岡大学（以下「甲」という。）と常葉大学（以下「乙」という。）は、令和5年12月15日付で甲及び乙の間で締結した授業動画利用同意書（以下「原同意書」という。）に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条 原同意書第4条の有効期間を以下のとおり延長する。

延長期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

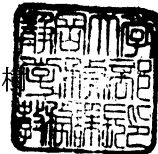
第2条 甲及び乙は、本覚書に定めのない事項については、原同意書の定めに従うものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 / 月 / 5日

甲 静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学
学務部教務課長

小 池 宏 樹



乙 静岡市駿河区弥生町6-1
常葉大学
教務部長

笛 木 茂 雄

